

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、B会社（以下「会社」という。）において管理職として、主に土木構造物の診断や設計業務を担当していたところ、平成〇年〇月〇日午後5時20分頃、社内会議において発言中、意識朦朧となったことから、C病院に救急搬送され療養を行っていたが、同月〇日に「高血圧性脳出血」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の初診時の診察を行ったD医師は、被災者の疾病名に関し意見書において、「高血圧性脳出血」と所見を述べていることが認められるところである。また、労災医員の意見書においても、同様の見解が示されているところであり、当審査会としてもその内容を妥当なものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患及び虚血性疾患等（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の認定に当たって、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求代理人は、公開審理において本件における過重業務の判定について精神障害の認定基準を類推すれば、発症前5か月の間に時間外労働が100時間を超える月もあることから、業務上と認定すべきと主張するので、次に検討する。

(4) ①持ち帰り残業など、被災者が家でパソコンによって業務に関わったとする時間については、会社関係者の申述からは被災者に対して明らかな業務命令があったとまで認めることはできないこと、また、客観的に時間外労働による成果物として評価できるほどのものはなく、被災者が自宅のパソコンで業務をしたという資料自体も、第三者から送付された原稿に書き入れた可能性があり、いつ、被災者がどの部分に関わったか明らかではないことなどから、請求代理人が主張する時間をそのまま労働時間として認めることができない。②カードリーダーを通した時間についても、その推測を裏付ける客観的な資料がなく、労働時間として把握することができない。

(5) 以上のことから、発症前6か月間における2か月前から6か月前の月平均時間外労働時間数は、7時間25分から最高でも50時間36分であり、業務と発症との関連性が強いとされる月平均おおむね80時間を超えているとは言えず、業務と発症との関連性は強いとは言えない。

(6) また、E医師は「脳内出血の場所からも長い間放置されていた高血圧、脂質異常により動脈硬化が進行して破綻、出血に至ったと推測される」とその意見書で指摘しているところ、請求人は公開審理において、被災者が家ではほとんど喫煙をしていない旨述べているが、同僚らの証言によれば喫煙を続け、むしろ以前より本数が増えたとの証言もあるように、被災者が健康管理に努めていた様子うかがえず、加えて、頻繁に見られるFなどでの2時間から9時間に及ぶ不明な時間の存在と、それに伴う帰宅時間の遅れなどを併せ考えると、被災者に内在していた基礎疾患が自然経過の中で増悪し、ついに発症するに至ったものと解するのが妥当であると判断する。

(7) 以上のとおり、被災者においては本件疾病発症の直前から前日までの間に、発生状態を時間的、場所的に明確にし得る「異常な出来事」に遭遇したとは認められず、また、発症前1週間、あるいは発症前おおむね6か月の間においても、特に血管病変に影響を及ぼすような過重な業務に就労したと認めることはできないから、認定基準を満たしているとは認められず、したがって本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。